

平成 29 年 4 月 25 日

一般社団法人次世代自動車振興センター

平成 28 年度クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金（C E V 補助金）  
繰越予算残額のお知らせについて

平素より大変お世話になっております。

さて、平成 28 年度 C E V 補助金事業は、予算の一部を繰越し、補助金交付申請の受付を 5 月 8 日（4 月 28 日までの初度登録車を対象）まで延長しておりますが、これまでの申請状況から、繰越予算の執行がかなり進んでおります。

つきましては、繰越予算残額の状況と今後の対応について、下記のとおりお知らせいたしますので、よろしくお願ひします。

記

1. 繰越予算残額について

○昨日 4 月 24 日（月）受付分までの予算残額は、2 億 4 9 0 0 万円となっております。

（参考）昨日 4 月 24 日（月）の申請金額は、約 1 億 7 0 0 万円。

先週 1 週間（4 月 17 日（月）～21 日（金））の申請金額は約 2 億 5 0 0 0 万円。

2. 今後の繰越予算残額のお知らせについて

○当センターホームページにて、朝 10:00 までに、前日時点の予算残額をお知らせします。  
（お知らせ先は[こちら](#)）

3. 申請金額が繰越予算を超過した場合の扱い

○繰越予算超過日の前日にセンターに到着した申請までを「受付」といたします。

繰越予算超過の当日及びそれ以降にセンターに到着した申請は、公平性の観点から、全て受付対象外とさせていただきます。

（注）申請書の受付確認は、当センターのホームページの「審査状況確認」で確認ください。  
通常、申請書が到着（受付）した場合、翌朝にステータスは「審査中」となります。

※なお、平成 29 年度の申請対象は、5 月 1 日（月）以降の初度登録車を予定しておりますが、繰越予算の超過が 4 月 28 日（金）以前に発生した場合に限り、平成 29 年度の申請対象を、繰越予算超過日以降に初度登録された車両まで拡大します。

（例 1）4 月 28 日（金）到着分で繰越予算超過

⇒H29 年度の申請対象は、繰越予算超過日の 4 月 28 日以降の初度登録車両を対象

（例 2）5 月 1 日（月）、2 日（火）、8 日（月）のいずれかの到着分で繰越予算超過

⇒H29 年度の申請対象は、5 月 1 日以降の初度登録車を対象

【添付】（参考 1）繰越予算残額に関連した FAQ

以上

H28 年度 CEV 補助金 繰越予算残額に関連した FAQ

	質問	回答
Q1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「繰越予算不足になったら受付を打切る」ことは知らなかった。どこに書いてあるのか。</li> </ul>	<p>☆ 当センターの HP でご案内した「補助金交付申請受付期間の延長について」（H29 年 2 月 24 日）に記載してあります。</p> <p>【記載内容】 『繰越予算が限られていますので、予算不足のおそれが発生した場合は受付期間を短縮することがあります』</p> <p>☆ また、補助金交付の規則を定めた交付規程に以下のように規定されています。</p> <p>（予算が不足する場合の措置等） 第 17 条 センターは、第 6 条第 1 項の規定に基づいて別に指定する補助金交付申請書提出期限以前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。</p>
Q2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰越予算が不足した場合の受付対象は、なぜ「繰越予算超過日の前日まで」に到着した申請なのか。「繰越予算額超過日」に到着した申請も、予算の残っている範囲で受付できないのか。</li> </ul>	<p>☆ 申請書は、郵便局等によってまとめて配達されるので、繰越予算額超過日の当日に到着した申請書の中で、到着順をつけるのは困難です。</p> <p>したがって、公平性の観点から、「繰越予算額超過日」に到着した申請は全て受付対象外とさせていただきます。</p>
Q3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書を送ったあとに、「繰越予算額超過」となり、「受付」されなかった申請書はどうなるのか。</li> </ul>	<p>☆ 発信元に返送いたします。</p>
Q4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に購入した車両の補助金申請に先立って、以前に所有していた車両の財産処分手続き中だが、もし、繰越予算不足となり、新規購入車両の補助金申請ができなかった場合は、財産処分による補助金返納は免除されるのか。</li> </ul>	<p>☆ 以前に所有していた車両の財産処分は、「処分制限期間は使用いただく」というルールに反して処分されることに対して必要な手続きです。</p> <p>新規に購入した車両の補助金申請とは関係ありません。もし、新規に車両を購入しない場合でも必要な手続きです。</p> <p>したがって、補助金返納は免除されません。</p>
Q5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H29 年度の補助金はどうなるのか。</li> </ul>	<p>☆ H29 年度の受付開始は 5 月下旬頃を予定しております。</p> <p>補助金申請方法や補助金額等の詳細は別途お知らせいたします。</p>